

令和6年第1回浅川町議会定例会

議事日程（第5号）

令和6年3月12日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第13号 令和6年度浅川町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 議案第14号 令和6年度浅川町宅地造成事業特別会計予算
日程第 3 議案第15号 令和6年度浅川町介護保険特別会計予算
日程第 4 議案第16号 令和6年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第17号 令和6年度浅川町上水道事業会計予算
日程第 6 議案第18号 令和6年度浅川町下水道事業会計予算
日程第 7 同意第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程の追加
日程第 9 同意第 2号 副町長の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程のとおり

日程第 9 同意第 2号 副町長の選任につき同意を求めることについて

出席議員（10名）

1番 須藤孝夫君	2番 富永勉君
3番 菅野朝興君	4番 兼子長一君
5番 木田治喜君	6番 岡部宗寿君
7番 須藤浩二君	8番 上野信直君
9番 会田哲男君	10番 水野秀一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 江田文男君	副町長 小池大介君
教育長 真田秀男君	総務課長 生田目源寿君
企画商工課長 我妻悌君	農政課長 坂本克幸君
建設水道課長 生田目聡君	会計管理者兼 兼 税務課長 我妻美幸君

保健福祉課長 佐 川 建 治 君 住 民 課 長 関 根 恵 美 子 君
教 育 課 長 高 野 喜 寛 君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 子 広 子 主 査 遠 藤 史 貴

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第13号 令和6年度浅川町国民健康保険特別会計予算を議題とします。これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今回は暫定的ということで、6月の議会に本算定の議案が出てくるんだと思いますけれども、取りあえず3点、1点目は被保険者数と世帯数の見込みを伺います。

それから、2点目として、今の状況からすると新年度の国保税は昨年と比べて上がるのか、下がるのか、見通しを伺います。

3点目として、上がりそうだった場合はいろいろこれを抑える対応をするというお考えなのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の今年度見込まれる国保加入者数と世帯数というところですが、この当初予算では県の仮算定における被保険者数と世帯数で見込んでおります。この予算上では被保険者数が1,120人、世帯数が678世帯です。直近の3月の数字ですと、被保険者数が1,142人、世帯数が748世帯ということが実際の数字ですので、6月の本算定にはこの辺の3月の現在の数値にちょっと前後上下はありますけれども、その辺の数値になるのではないかと見込んでおります。

2点目の国保税の見通しというところでございますが、予算上でも納付金のほうは下がってはおりますけれども、何せ被保険者数が減っていますので、本算定をした場合には若干微増する可能性はあると思っています。

3点目の増税の場合のさらに基金の取崩しというところなんですけれども、こちらに関しましては少ない基金でございますので、年度末見込みで2,793万円ですけれども、予算上600万円を取り崩して繰り入れることとしておりますが、本算定において上がるような場合には、この600万からさらにどれだけ入れられるか精査して下げる方向でやっていきたいと考えております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第13号 令和6年度浅川町国民健康保険特別会計予算を起立によって採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第14号 令和6年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 質問させていただきます。

ニュータウン販売についてでありますけれども、この案件につきましては、今まで数々の議論を重ねて経過しております。様々な対策がもう出ているというところでございます。しかしながら、時間も経過してきております。そのような中、昨年、住人との協議を踏まえ、今後販売促進に向けどのように取り組んでいくのか伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 昨年、住民懇談会を行いました。私は土地を下げる方向で不動産鑑定と相談していきたいということをご報告をさせていただいております。今後は担当課と、そしてまた不動産と様々な意見を交えながら下げる方向でどのような販売をしていけばいいかということをご報告をさせていただきます。ただ、まだ具体的に、じゃ何月何日やるんだというのはまだ決まっておりますが、とにかく今年度は前進していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 今ほどありましたように、一つ明確な方向性というところでは示された意見ということでは1歩も2歩も進んで今年度は大いに期待したいというところでありますんで、我々、議員も恐らくそこに執行と一緒に販売促進に協力していくという思いは共有しているかと思えますんで、一体となって取り組んでいきたいと思えますんで、ひとつ、町長には特段のご努力方お願いしまして、最後、町長にお願いしたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） このニュータウンの価格に関しては、私は、町長に出るときは公約で必ず値下げをする方向でいきたいという約束をしております。これは8番議員さんにもよく言われておりますので、本当に今年度は必ず職員と共に前進していきたいと思っておりますので、再度ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 6年度は分譲価格の見直しを行って販売促進につなげるというお考えが示されております。6年度のこの分譲価格の見直しの流れ、どういう流れになるのか、今のところ不動産鑑定士に評価をしてもらうということしか聞いておりませんが、どういう流れになるのか伺いたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今のところは何月何日とかそういう流れはまだ申し訳ありませんが、具体的に今、担当課とかお話ししておりません。これは議会終了後は時間がありますので、必ず流れをつくっていききたいと思っております。今のところ申し訳ありませんが、具体的な流れがありません。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 私が流れと言ったのは不動産鑑定士の評価をしてもらうというのが一つあります。それを受けて、その後どこでその分譲価格の決定を決めていくのか、その決定の過程において、例えば議会とか住民の方とかが関わってくるのかどうか、そういうことを想定しているのかどうかということ伺っているんです。

ついでですけれども、新しい価格での売出し時期というのはいつ頃にしたいというふうに思っているのかも伺いたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

令和6年度の流れでございますけれども、まず不動産鑑定のほうお願いしまして、そちらで二、三か月の時間を要するという事ですので、その後につきましては価格が出た後にどのような流れでいくか、こういう金額であればこういう流れのほうがいいたろう、このぐらいの値段にしか下がり幅がちょっと少ないようであれば、また違う考え方になったりと、その出てきた金額によってちょっと流れ等変わってくるかもしれませんので、不動産鑑定が出てきた時点で具体的には考えていきたいと思っております。

以上です。

〔「売出しの時期は」の声あり〕

○企画商工課長（我妻 悌君） すみません、答弁漏れでした。

売出しの時期なんですけれども、6年度中に新しい価格を決めまして、6年度末か7年度初めから新価格での販売ということでしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） その不動産鑑定の結果が出たのを受けて、これ役場内だけで新しい価格を決定していくということなんですか。それとも、その新しい価格の決定に当たって、言わば町民の代表である議会の何人かを入れるとか、あるいは各会の町民の代表者を入れるとか、その決定に参画してもらおうというお考えはあるのかどうかというのを伺いたかったんです。それと、もう一つついですので伺いたいと思うんですけれども、町長の6年度は価格の見直しを行うという表明がなされました。これを受けて、ニュータウンのほうからそれでは困るというような話は町のほうには来ていますか、いませんか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 一番最後で、2点目は今のところ連絡はございません。私は懇談会のときは値下げする方向で不動産と相談してやりますということをお話しております。あと、今後の役場内、あるいは議会を議員を代表する方、あるいは関係者とそういう、何というんだろう、協議会とか検討委員会というんですか、そういうをつくるのかというお話であります、今のところまだ決定しておりません。まだ考えておりませんので、今後、今先ほど申したとおりに担当課といろいろ詰めていきたいと思っております。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今の8番議員の質問の中でちょっとなかったんですが、町長、実はあのときには話では協議会、宅地造成の住民との話合い、私も出ました。そのときには、あそこには宅地造成の中に規約があるんですね。そして、現状維持のまま建物を建てろという規約があるらしいんです。そのためにあそこは、1段、1メートルぐらい高い造成地になっていて、そこにうちを建てるということはL字を入れたり、あとは上がるのに階段をつけたり、そういったので余計な金がかかるからこれを何とかしてほしいという人もいました。それと、住民の中には実はあんなに広くなくなっちゃっていいから、ちょっともう少し平らにして、例えば2口のやつを3口にしてくれよと、そういう話も出ていました。町長、そういう話出ていましたよね。

だから、私は、町長が言ったように売るのであるんならば、前言ったそういう話も議会のほうに流して、実はこういうふうにしたいとか、こうしたいということをやっぱり言ってもらいたかったなと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 規約のお話もしましたが、2区画を3つにするというかなりのこれはお金はかかります。そういう流れで、今のところはまず今の現状を不動産に見てもらって、まずその金額を決めたいと思っ

おります。それでもし、なおそれでも販売が出ないようであれば、やはり、今岡部議員が言ったとおりに規約を見直しして、その2つのを3つにするのか、あるいは側溝の何というんだ、L型を入れるかとか、それは今後様々な検討をさせてください。前向きにとにかくニュータウンを1区画でも2区画でも売りたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） やっぱりこの間の話は、今、町長がそういうふうにすると言っていますが、あそこの宅造の人たちがそういうふうには今までは、話では我々は一番高いときに買ったんだと。だから、あんたたちが勝手に値段を下げてくれるなよというのが今までの話だったと思います。

でも、今になったらあそこの住民の人らは、だから今言ったように2区画を3区画にする、そういう規約を変えてくれと。それで、まずあそこの現状維持のまま建てるような、そういう規約はなくしてくれと。それでもう今はあそこをとにかくフラットにして、住みたいんだという人のほうが多いんだと。だから何でそういうふうな規約になっちゃったのか分からないが、これから建てるかと思った人は、みんなそこに金がかかっちゃうと。だからそれを何とかしてくださいということを書いてましたんで、今、町長もやると言っていましたんで、ぜひ、町のほうでもその辺の考えよろしく願いいたして終わります。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 関連してなんですが、お尋ねいたします。

まず、町長が行いましたその住民とのお話し合いの中で、住民からどのような要望が出たのか、聞くところによると、やはりあそこで住まわれている方は買物に困ると。そういうこともどのような声が上がったのかをお聞きしたいと思います。

それと、この予算の中で大きなウエートを占めております除草管理業務委託料の250万、やはりこれを何とか削減できるような方策、今便利な防草シート、草が生えないシートとかございますので、多分、東西の急斜面のところの除草の管理だと思うんですが、その辺何か改善策があれば改善していく必要もあるのではないかと思いますか、いかがですか。

あと、度々出てきますこの不動産鑑定についてなんですが、どのようなところでその鑑定をしていただくのか。その委託先、今までも何回か不動産鑑定というのは行っておりますが、今どういうところで選定してやっているのか、ちょっとその辺もお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目は今、議員がおっしゃったとおりに買物するところもない、あと公園をもう少しきれいに整備していただきたい。あるいは看板が見えないからというとか、そういう様々なお話がいただきました。その中ですぐできるもの、まず看板撤去、それはすぐやらせていただきました。公園、これもすぐやらせていただきました。それで、買物はこれはなかなかできないもので、あそこに自動販売機置いたのを知っていますか。自動販売機を置かせてもらったら、これが大変喜んで親御さんがおりました。やはり、近くにそういう自動販売機とか買物あれば、やはりこれは本当に高齢者は、あるいは子供たちは喜ぶと思っておりますので、本当に自動販売機は正解だなどは思っております。

そういう中で、いろんな要望はまずやらせていただきました。それで、今後不動産鑑定が入って、本当に1戸でも2戸でもあそこに家が建てただけであればうれしいなと思っております。そういう方向で進めたいと思います。

あと2点目、除草、これは頭の痛いところですが、本当に、放っておいたら草は生えるんですから。年に2回の除草はこれが大変ですね。あれだけの敷地、本当にそれで年間、何百万かかっています。これ、我々やれといったら絶対できるわけがないです。もう捨場がありませんから、そういう中でこの除草は今委託しておりますので、これを何か防草シートなんというのと、やはり防草シートやると草が生えないと土手が崩れる可能性がありますので、今後そういう方向でどういう方向がいいのか検討をさせていただきたいと思います。防草シートは本当にやれば草は生えないです。でも、もし草が生えなくて水が入って少しずつ流れたら、それこそ物すごいお金がかかりますので、検討というか、ちょっと担当者とお話をしてみます。

あと不動産鑑定、これは我々が値段大体こんなものだべというのは絶対に言うことはできません。やはり専門家である不動産を入れるべきだと思っております。特に私がそう思っておりますから、何でもそうなんです。不動産を入れれば、やはり専門家に入れれば、まず私は問題ないと思っていますので、どんなふうにするのかとは言っておりますが、まだ今のところ具体的な日程とか、そういうのが決まっておりますので、間もなく4月以降、様々な面で前進しますので、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） それで、町長の意見は分かりました。

それと先ほど6番議員からも出ましたが、あそこの宅地造成に住まれる方に関して規約があると、確かにそうですね。その中の規約の中で、多分あの当時は業者が土地を求めることが駄目だったんですね。要するに、〇〇ハウスとかというところが土地を買って建て売りをやるというのは禁止されておりました。その辺も今そういうの条項が残っているのであれば、そういう部分に関しても改める必要があるのではないかと思います。やはり今、町内で家を建てている方は土地つきで建物の購入をして、一括で住宅ローンなりの返済プランをつくっております。やはり土地は土地、建物は建物の従来のやり方ではちょっと販売が難しいのではないかと、その辺も新たに考える必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

担当課にもお尋ねしたいんですが、総務課長でもいいんですが、今までのその不動産鑑定を委託した委託先、そこはどちらになるのか、公的な部分の何かそういう不動産鑑定業務を行っているところがあるのか、またその私的な株式会社何々とかそういうところで不動産鑑定を行うのか、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目です。

これは、懇談会のときに6番議員も行っているから分かっていると思いますが、これ確かに業者は買うことができなかったというお話も出ました。そして、ある地元の人が3つぐらい買おうと思ったら駄目だと言われたらしいです。そのお話も出ましたので、とにかく今は喜んで買ってほしいんですけども、今は逆に買わないんですよ。ですから、先ほど言ったとおりに、規約のほうを見直しするのかしないのかは、今後またさらにお話をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

昨日も不動産鑑定の件、私のほうで答弁させていただきましたが、不動産鑑定は長年うちの税務課でお付き合いさせていただいております、郡山市にあります、第一不動産鑑定所というところをお願いしております。こちらが今ほど申し上げましたとおり、町とすればそちらに何かございましたらば、その会社をお願いしている経緯はあります。今回もそのように企画商工課でニュータウンの件につきましてもお願いする予定となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 分かりました。

最後にですが、町長、やはり住民から出たその要望等はなるべくかなうような形を取って、住みやすいニュータウンの実現に向けていただきたいと。

あともう一点、昨日、企画商工課のほうから出ましたイメージのPR動画作成の中に、やはりこの花火の里ニュータウンというものも入れ込んで、8月16日の花火の映像とともに花火がよく見えるニュータウンというようなイメージづくりも必要かなと思いますので、販売に向けたさらなるご努力をお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第14号 令和6年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を起立によって採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第15号 令和6年度浅川町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目ですけれども、介護保険の条例改正のところでもご説明ありましたように、介護保険の支出が抑制されている理由の一つとして、町内のサロンの活動のある、介護予防の活動があるということが説明されました。そこで、町内のサロンの状況についてどういう活動をしているのか、活発なところは特徴的にどういう活動をされているのか、そういう点を1点目として伺いたいと思います。

それから、2点目ですけれども、地域包括支援センターを現在行っている、あそこの石川福祉会に委託している形になっているんですかね、さぎそうで事務所はあると思うんですけれども。それを社協に移行するという件、大体5年ぐらい前から提案されていると思うんですけれども、ずっとこれが宙ぶらりんの状況になっていますけれども、現在どういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、サロンの件でございます。町内のサロンの状況というところですが、現在23か所ございます。登録者数が301名でございます。活動状況、内容につきましては各サロンにおいて行政区などの集会所で行われまして、昨年度は230回延べ行われております。内容につきましては、運動や音楽、創作活動、栄養の講話など様々でございます。町民のこのサロンの方々が自主的に長く負担感なく活動ができるように、包括支援センター職員が地区ごとに計画立案に携わって活動を支援しております。活発な活動としては低栄養の講話、介護予防の講話、防犯・防火の講話、あと昨日あったのは消費生活センター等に來てもらって詐欺の話とか、健康食品の変な話とかという引っかけられないようにという話を講師を招いて実施しているものや、あと福祉バスを使って町外に研修をしていたりしているところがございます。

また、年に数回、各サロンの代表者会議というものを保健センターで開催しまして、それぞれのサロンの活動についての情報交換、共有等を行っているところです。

あと2点目の包括支援センターの社協移行という件ですけれども、こちらにつきましては当初の目標では令和7年度に福祉会から社協へ移行という目標でやっておりました。しかし、社協からのケアマネジャーの確保が現在は1名できている状況ですけれども、もう1名がなかなかここ数年確保できていない状況となっております。社協におかれましても、継続的にハローワークや新聞折り込みなど入れて募集をしておりますが、まだなかなか採用には至ってございません。この状況では移行というものはなかなか難しいということで、現在の委託先の福祉会と協議をして、この延長というかまだ引き続き2名出させていただくことで了承いただいたところです。福祉会のほうでもこの採用の困難な状況に関しては、ある程度ご理解をいただいているところです。目標を一応令和8年度末というところまで延長して目標設定しまして、社協からも何とかもう1名確保しまして、今いる2名の福祉会の職員とのスムーズな引継ぎにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、8番。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第15号 令和6年度浅川町介護保険特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第16号 令和6年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第16号 令和6年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第17号 令和6年度浅川町上水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、町民の生活に欠かせない水を間違いなく供給するという仕事がきちんとなされているということに対して、関係する職員の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

それで、お伺いしたいのは、漏水の対策なんです。昨年度9月の決算で有収率が76%だというふうに報告さ

れておりますけれども、4分の1の水が全てではないんですけれども、漏水して貴重な水がどこかに行ってしまうという問題については、やはりそれなりに力を入れて対応しないとならないというふうに思うんですけれども、新年度の対策について伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、上水道事業の漏水の状況等それらの対策等について説明いたします。

まず初めに、5年度中の状況でございます。令和5年度中これまで水道本管の漏水は9件ございました。そのうち石綿セメント管からの漏水は5件となっております。また、公道下など個人宅への給水管、引込み管については10件以上の漏水がございました。ただし今年度、令和5年度中におきましては、漏水調査業務を委託するほどではなく、ある程度早めに発見できたというような状況でございます。

次に、お話ありました有収率についてですが、令和4年度決算において76%ということですが、今年8月に特に有収率のこれまで悪かった大草配水池系なんですけれども、そちらの漏水を発見して修繕したことなどから、令和5年度はそれなりに大幅な漏水量の増加もなかったことから、5年度の有収率はかなり改善するのではないかなというふうには見込んでおります。

さらに、令和5年度中は水質処理の異常による水の濁りの発生もございませんでした。漏水修理工事に伴ったり、計画断水後に管内部に付着している古い汚れが出て、排水作業で対応したということはあったんですが、大きく広がることはありませんでした。令和6年度以降の漏水対策ですが、やはり老朽管、石綿セメント管を中心とする老朽管を更新する方法以外にございませんで、やはりこれらに力を入れていく予定でございます。

令和5年度中は500メートル、耐震管に布設替えを行っております。管路の総延長9万6,254メートルにおける石綿セメント管の割合は10%程度に減っております。平成19年4月1日に上水道に移行した際は16%ありましたが、現在は石綿セメント管は10%程度というふうになってございます。

さらに、耐震管の割合も12%ほどに増えてございます。令和6年度につきましては、県道磐城浅川停車場線の工事、県の工事が予定されておりますので、こちらの部分に城山配水池系のメインの送水管、それから配水管、こちらを布設する予定になってございます。そのほか下水道工事に伴っての老朽管の更新なども予定しております。

また、本議会においてお話ありましたとおり、下水道事業のほうの汚水関係のほうを令和8年度までで完成したいということでございまして、それ以後、今度は上水道のほうの老朽管更新などに力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、8番。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 大きなところは分かりました。

あと漏水でなくなってしまう原因って本管主要な配水管もあるんでしょうけれども、宅内に引き込まれた宅地内のメーターまでの間の区間の漏水、あと、メーターから先の個人の漏水ってあると思うんですよね。メーターから先の個人の漏水は一挙に水道使用料が増えたような場合に、検針員の方が教えてくださるということで、これは一定数防げるとは思うんですけども、徐々に漏水が増えていったような場合はなかなか分からないので、それに対してやっぱり大体何人ぐらの家庭だったら、このぐらいの水道使用量が標準ですよみたいなのを広報なんかに掲載していただければ、気がつく人も中にはいるんじゃないかというふうに思います。

それから、配水管からメーターまでの宅地内の部分、これは以前の質問では、それはその土地の所有者のものだから、その所有者の方で対応してもらわなくちゃならないんだという説明だったんですけども、自分の水道料にかかわらない漏水ですので、わざわざお金を出してこれを直すというのはなかなかやってくれる人はいないと思うんですよね。だからその点も、私は公費を投入して手当てをする仕組みをやはりつくるべきではないかなというふうに思うんですね。その点について今後ご検討をいただきたいというふうに思うんですけども、今ここで回答してくださいということではなくて、検討していただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

給水管の管理につきましては、これまでの答弁説明のとおり、基本的には個人需要者が、使う方が水道本管から引込みを必要とする水量に応じた口径で引込みをするというところで、さらにはその管理についても需要者、引込みする方、使う方が負担するというのが基本的な原則になっておりました。

ただし、一部個人の引込み管でありましても、全てが個人の負担というのはなかなか現実的に難しいというところで公道部分に関しては町の負担でというところで取扱いを現在も行っているところであります。

さらに、おただしのあったのは、さらにそこから水道メーターの部分までとメーターから先というお話がありました。メーターから先につきましては、2か月に1回の検針において変化が分かると、今までの水量よりもちょっと多いというような異常値が発生した場合には、検針のシステムで異常ですよということでそれを基にお知らせをしたりとか、それから検針の方が直接メーターのパイロット部といいますか、こまのような部分が回っているんで漏水しているんじゃないですかというようなことで、お知らせしているところでございます。

そういったところから、通常量と大きく変わったり、少し変化があるという場合には、その検針のタイミングでも使用者の方はある程度分かってくれるのかなというふうには思いますけれども、メーターを通っていない手前の部分につきましては、おただしのお知り知ることができないというところがございます。料金にも入ってございませんし、水がじわじわして何か変だぞというところが気がつかない限りはなかなか気がつかないというのが現状でございます。そういったところの漏水量が多くなりますと、やはり、町としても本管でも見つからないということは給水管の可能性のあるというところで、何年に1回とか漏水調査業務を委託してそういう漏水を発見すると。やはりそういう気がつかないところの漏水が本管以外の漏水もかなり大部分であるというところは承知してございます。

これらを解決する方法といたしまして、公費負担でやっているという自治体もあるんだと思います。具体的にはメーターを大分なるべく宅地の住宅に近いところじゃなくて、引込みの近いところにするだとか、そうい

ったことをやっている自治体もございます。やはり、なぜ水道料金かかっていないのにその工事費を負担しなければならないんだという、そのようなお話もされる方もおりますんで、やはり今現在のやり方といいますか、在り方につきましては問題点があるのも現実であると思っておりますんで、やはりこれは引き続きどんな方法があるのか検討していきたいと思っております。

以上です。

○8番（上野信直君） 了解しました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 質問というより確認です。本当に確認なので1点だけお聞きします。

令和5年度予算審議のときに財務キャッシュフロー、貸借対照表、それから損益計算書ともに財務三表と言われているものですが、これ非常に事業を運営する上で非常に大切な指針となりますよというお話をさせてもらった覚えがございます。逆に言うと、幾ら利益その他出ていっても現金がなければ一般企業では倒産するというようなほうだと思うんですが、その中でそこで確認なんですけれども、令和6年度予定キャッシュフローの計算書の期首残高が2億3,787万3,000円と表示されていますが、令和5年の予定では期末残高2億984万8,000円となっていますので、令和5年は資金が増加したというこの理解でよろしいのでしょうか。また、幾らぐらいの増加を見込んで令和6年度のキャッシュフローの期首を見積もったか、ここにあるように2億3,787万3,000円というのが期首残高としての表示されていますので、令和5年度末において現金が増えたという方向性でいいのかどうか、その確認だけちょっとさせていただければというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、令和5年度末のキャッシュフロー計算書で現金が増えたというところでございますけれども、ここ近年の傾向といたしましては、上水道事業自体は赤字ではありますが、キャッシュのほうは若干増えているという年もございます。今年度の末の試算をするに当たりまして、大体12月現在までの状況を基にこれから3月までどのようになるかというのをちょっと試算したのになりまして、今具体的に細かい数字は持っておりませんが、資金、現金は若干増えるのではないかなというふうに試算しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そのような試算だと思います。令和5年度においてはマイナスの資金がショートするよという形の中で500万ぐらいの赤字というかマイナス三角になっていましたので、それが2億3,700万円で令和6年度の頭始めているということは、令和5年度も多分に改善されて現金が増えている方向なんだろうというふうなものは分かります。多分2,270万ぐらい増える形になるのかなというふうに思いますが、多分細かい数字は令和6年、まだ令和5年度確定していませんので、なかなか分かりづらいとは思いますが、いい方向性には行っているんだというふうな理解でよろしいんですね。そこだけ確認。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

いい方向というところまではっきり言えるかどうかはあれなんですけれども、年度内の支払いですとか、実際の現金の動きがないという場合もありますので、こちらにつきましてはもうちょっと精査が必要なのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第17号 令和6年度浅川町上水道事業会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第18号 令和6年度浅川町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 官公庁会計から地方公営企業法のあれに変わったということで、この代わりばなのところに立ち会えるというか、逆にそういう場面にいたということを通じて何か私初めてのことなので、地方公会計に移動したということでのいろいろ質問とかあるんですが、中身的には原始記録といいますか、元のやつを見ていませんので何とも言い難いところはあるので、制度そのものにそういったどういうふうなやり方をするんだというようなことだけ、ちょっとお尋ねしたいなということであれします。

まず、ただ昨日もそうなんですけど、ちょっと昨日も税関係と地方特例交付金の中でちょっと入れ子になった質問してしまったので、もしここは違うよというようなことがあれば、ぜひとも逆に言っていただきたいなというふうには思うんですが、まずは会計方式が変わったということなので、大きな意味での違いでいいですから、官公庁会計とそれから公営企業会計の会計方式の違いといいますか、大きなところで結構なので、細かいところはいろいろあると思いますけれども、大きなところだけちょっとご認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

官公庁会計とそれから公営企業会計の大きな違いでよろしいということですので、官公庁会計におきましては現金主義による単式簿記という会計になっていると思います。それから、公営企業会計につきましては発生主義の複式簿記というところが、会計上のざっくりとした大きな違いかなと思っております。そんなところでよろしいでしょうか。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そういうことになりますね。単式簿記と複式簿記の違い、1つは収支だけを表示するか、それとも資産負債の項目を使って表示するか、これも大きな違いだというふうに思います。基本的には今ご答弁のとおり、単式か複式か現金か発生主義かという変革だと思います。それで詳細にちょっとお伺いしたいんですが、なぜ公営企業会計に対応するんだと、なぜそちらにもっていたんだという、国からのあれ指導とかいんなことあるかと思うんですが、町としてはどんなメリットを考えているか、そのところをちょっとお聞かせください。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、初めに公営企業会計適用の必要性についてですけれども、先ほどのちょっとお話ありました発生主義の話もありましたけれども、公営企業会計適用することの基本的な意義につきましては、発生主義に基づく複式簿記による会計処理をすることによって、これまでの官庁会計に基づく経営の分析に比べて、将来の収支見通し等をより的確に行うことが可能となるとされています。

また、ほかの公営企業、それから民間企業などと比較を通じまして、適切な方針を決定することが可能となる点が挙げられております。

また、決算の早期化がされます。

それから、情報の開示がより充実することで、住民や議会によるガバナンスが向上するというような効果も期待されているようでございます。

それから、今後急速な人口減少等に伴ってサービス需要の減少、それから施設の老朽化に伴う更新事業の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増していております。将来にわたりまして住民生活に必要なサービスを安定的に供給するために、公営企業におきましては経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じて、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントに取り組んでいくということが必要だというふうにされております。

それから、メリットでございますけれども、何点かあるということになってございます。

初めに、損益情報、ストック情報の把握による適切な経営戦略を作成することということによってメリットがあるというふうにされています。それから、企業間での経営状況の比較、先ほどのお話ありましたとおり、他の類似団体の公営企業や民間企業との比較が可能になる。それから、経営成績や財政状況をより正確に評価、判断することができるとされています。それから、経営の自由度向上による経営の効率化とサービスの向上というのがあります。予算を超える弾力的な弾力条項というんでしょうか、支出であったり、機動的な資産管理が可能となるということですね。それから、先ほどもありましたとおり、住民や議会によるガバナンスの向上、それから企業会計に精通した経営マインドを持った人材の育成というのも挙げられております。それから、地方公営企業法、全部適用した場合のメリットなんですけれども、浅川町においては管理者を置いてはおりませ

んが、もし管理者を置いた場合には公営企業の業務の執行に関して法律上広範囲に権限が与えられるため、公営企業の自主独立性が確保されて自立性の高い企業の運営ができるというようなことも言われてございます。

以上がメリットと言われているところかなというふうに思っております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 詳しく回答いただきました。想定したよりも本当に中身深くメリットをなされていると思います。それで一番の問題は管理者です。今、話出ました。管理者を置いていないというところにこれ独立されたのというか、そこの部門をしっかりと収益を上げていくんだという経営的な流れから見れば、管理者を置くという方向性も一つかなと思うんですが、今のところはそれはないということで、私もメリット状況でどうということかという、先ほど来から出ましたけれども、経営状況だとか財政状況を正確に把握できる。これと、それから、一番は設備の見える化、数字上による見える化、これがすごく大きいんだろうというふうに思っています。

何となく今までがそうだったとは言わないんですが、設備を入れました、じゃどのぐらいの経過、それは当然見ているんだと思いますけれども、その中でじゃ壊れたから取り替えましようみたいな感覚だったものを、ちゃんと5年先、10年先までの予算編成をきちっとされて、その中で設備など状況は今どうなんだというようなことが、数字によって見えるというのが一番大きなメリットかなというふうに私は思っています。いわゆる維持管理改善だとか、それから長寿命化、そういったものに対する対応として数字の見える化というのが、非常に重要なかなというふうに私は思っています。それで、一つ今般の公営企業会計移行に対して財政措置というのはどんなものがあつたんでしょうか。お伺いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

財政措置につきましては、地方公営企業の適用債という起債、町債のほうが財政措置としてございます。そちらのほうで事業をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） これは今の地方債のやつ話ですけれども、償還金のどのぐらいの何%ぐらいの普通交付税措置が取られるんですか。分かりませんか。

○議長（水野秀一君） 副町長。

○5番（木田治喜君） いいです、いいです。すみません、急な質問だったんで、私もそうなんです、この議会にいる方も初めての経験、言わば多分、官公庁会計から地方企業会計のほうに移動すると、初めてのことで、私もすごく変な意味わくわくしているところがあるんですよ、こういう中身見られるのが。そういう機会というのはあまりないので、非常に分からないとか、分からない点も多々あるというのは十分分かってます。私のほうも分からないで質問している部分もあるので、多分に償還金の21%から49%ぐらいの普通交付税の措置がなされるはずで、公営企業に移動した場合に。多分、そのぐらいのあれはあるんだろうと思います。これは後で確認して、もし違っていたら教えてください。私も分からないところあります。それで一番大事なのは、大変多分苦労したというのが固定資産台帳の整備だと思うんですが、そのときに固定資産台帳を整

備したときに減損会計というのは机上に上がりましたか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

減損会計につきましては、これまでも上水道も含めて取り入れておりませんので、下水道のほうも考慮してはおりません。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） じゃそれ以上は、お話は。取り入れるか取り入れないかの違いじゃないんですね、減損会計というのは。もう今あるあれが将来的に収入としてそれが賄い切れるかどうかの減損会計というのはそういうものですから、例えば設備をどんどん入れて、将来回収見込みがないのにどんどん入れて、それで通常の取引をしていても赤字、赤字、これは困るねということで減損会計というのがなされるので、多分その机上、私質問として机上にのりましたかという話をしました。多分そこまで固定資産台帳私見ていないので分かりませんが、そこまで行ってないんだろうなというふうに思います。

じゃ最後に質問なんですけど、移行業務の中でもこの重要なのが固定資産台帳の整備と、それから打ち切り決算の対応、それから各種の届け、いろんな届けが必要ですよ、それに移行した場合に。その届けのスケジュールリングってどういうふうになっているか、そこ最後お知らせください。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、打ち切り決算のお話ですけれども、公営企業に移行いたしますとこれまでの一般会計、特別会計の概念である出納整理期間というのが存在しないことになります。4月1日から3月31日までのというのが会計年度というふうに企業会計ではなります。移行の初年度につきましては3月31日をもって打ち切り決算という形になりまして、その段階での未収金とか未払い金につきましては新年度の公営企業会計において特例的収入及び支出ということで整理することとなっております。

それから、各種届出につきましては総務省のほうに地方公営企業を適用しましたというような届出を4月1日に予定しております。それから、各種消費税の関係、課税事業者の届出、それから消費税の関連、何種類かありましたけれども、これらにつきましては今現在、登録等を行っているところであります。そのほか、いろいろな手続等はあると思いますけれども、おおむね今お話したところが主なものかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 打ち切り決算自体はそのとおりだということで、例えば3月31日で消滅しますので、それをもって決算を行うということで、今お話ありました出納の整理期間が存在しないと。例えば4月、5月、6月ぐらいまでの整理期間が存在しないから赤字になると、大きく赤字になるときもありますし、国からのあれだとか、県からのあれだとかというそういうもので決算時で収入されていない部分があるので赤字決算になりますよというのは、これ当然そういうふうな形だと思います。

それから、届出関係については私の認識なんですけど、これを要するのか要らないのか、ちょっと私もはっきり

したことが分からない、特別会計の廃止届って必要なんではないですかね。これは確認だけなんでいいんですけども、それから先ほどありました課税事業者、これ適用後速やかにというふうに決まっていますのでその件と、それから総務省、今出ましたようにこれも速やかに提出すると、4月1日ということなんで。それから、これらも大事なことだと思うんですが、会計管理者とそれからいわゆる管理者がいればですけども、管理者がいるときの引継ぎ、これも法適用から10日以内に必ずやりなさいよというふうになっています。

それから、もう一つが打切り決算の出納日、これは3か月後ですから、これは整理期間と同じ期間を設けていますので、打切り決算をその間につくってくださいねというような届出というか、中にはそういったことをやってくださいというようなこともありますので、ぜひとも初めてのことで、私も分からないところ多々ありますけれども、いろいろこれから教えていただきながらその部分はやっていきたいというふうに思っていますので、ぜひいろいろご苦労あったということは聞いておりますので、どこの地方自治体でも非常に苦労するところだと思います。特に固定資産台帳、二、三年かかっているんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところでも本当にご苦労あったのを十分に敬意を表しながら質問させていただきました。

ある程度の大前提となる大項目のところだけは理解しましたので、あとはちょっと電子記録見ないと分からない部分がありますけれども、逆に言えばある程度のことがかかって担当の方もご理解いただいているというふうに思いますので、ぜひとも公営企業、いろんな指針のあれの材料になりますので、しっかり数字を見て経営をしていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 下水道の事業についてなんですけれども、メリットとか財政措置とか分かりました。3つが一緒になるんですけれども、それぞれの下水道の処理、使用料の算出がそれぞれ違うんですけれども、今後この会計によって今までのその使用料の方式はどうなるのでしょうか。よろしくお願ひします。と、今ご覧のとおり見るとその接続状況、町が610、大草の農集排のほうは20戸で、花火の里は65なんですけれども、接続状況はご覧のとおりなんですけれども、そのパーセント的にはどのくらいなのかと、それについての補助金なんかはどういうふうになっているのかお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、1点目のそれぞれの下水処理事業の使用料の計算方法が違うということで、今後どうなるのかというおただしなんですけど、3つの汚水処理事業があります。公共下水道事業、農業集落排水事業、花火の里汚水処理事業が1つにまとまって下水道事業会計というふうになってございます。それをセグメントということで予算書のほうには分けて掲載しております。

現在、この料金算定の方法が違うのは農業集落排水事業のみがちょっと違うことになっています。花火の里ニュータウンの汚水処理事業につきましては、もともと花火の里ニュータウンの汚水処理組合のほうで料金徴収しておりましたが、令和2年4月1日から町に汚水処理施設等の譲渡を受けまして、町で管理することとな

りました。その際に条例、議会で議決いただきまして、そのときに公共下水道と同様の料金体系にしております。なものですから、今現在、料金の計算が違うのは農業集落排水事業というふうになっております。

令和6年度予算につきましては料金の計算方法はこれまでどおりというところで変更ありませんが、今後のお話になりますけれども、基本的にはなんです、使用する方にとってはどの汚水処理事業も使用者が受けるサービス内容は変わりありませんので、同一サービス、同一料金という基本的な考えもあるようです。今現時点では令和6年度の予算においては、これまでどおりというような状況であります。

次に、2点目の接続状況でございます。下水道につきましては接続率が54%、公共下水道ですね。農業集落排水事業につきましては70%で、花火の里ニュータウンにつきましてはちょっとこれ100%というふうになります。住宅がある部分は全て接続されていますので、どうしてもこれ数字上100%というふうになります。

それで、接続に対する3点目、補助金なんですけれども、これにつきましては令和6年度も予算15件で計上しました生活環境改善サポート事業という町の補助金があります。これにつきましては2分の1補助で上限20万円の補助でございます。40万円の工事をすれば2分の1で上限20万円という、最高額で20万円なんですけれども、こちらで各種下水道接続ということが、下水道接続の工事に対して補助という形で補助をしているところでございます。最近、今年度中も農業集落排水事業で1名の方されまして、この事業で接続されております。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） よく分かりました。農集排のその事業20万なんですけれども、家によっては農家なんで公共ますまで遠くて100万ぐらいかかる人もいますんですけれども、これ一律ということなんでしょうか。一律ですね。

ますます大草なんかは20戸なんですけれども、先行き見ると接続するよりも減っていくような状態なんですけれども、役場さんのほうでもその接続の推進はやっていると思うんですけれども、町もそうですけれども、今後接続を増やしていかないと収益というか運営もままならないのかと思いますので、その接続の助成金ならずともそのPRというか言って、工事費もありますけれども、また接続すれば使用料も合併槽は自分で手入れというか経費を払っているんですけれども、どうしても町の場合は水道料金に何たらで大体水道料金ぐらい取られているかなと思います。集落排水に関してはちょっと若干安いかなと思うんですけれども、どうしても接続すると高くなっちゃうなんていう話も聞きますけれども、いかんせん運営していかなくてはならないので、接続のほうのPRとかしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この話は以前からお話がありまして、本当に町としては当然これ接続のお願いはしておりますが、いかんせん距離があるとそれなりのお金がかかってしまって、本当に頭の痛いところでありますが、本当に1件でも接続があれば、やはりお金がそれだけ収益が上がりますので、本当に今後ともPRというかお願いはしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「議長、賛成討論よろしく申し上げます」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 最初に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 今までのこの特別会計で行っていた公共下水道事業、農業集落排水事業、花火の里ニュータウン汚水処理事業、これを1本化して公営企業で令和6年度から始まるということで、本当にこの作業をやっている中で関連する条例の改正、それからいろんなこの予算書の作成、大変ご苦勞があったかと思えます。

それで、公共下水道事業につきましては平成13年度事業認可を受けて、そこから浅川町中心部に区域を定めて順次下水道管の埋設、それから下水処理場の建設ということで着々と事業を進めてまいりました。間もなく公共下水道事業についても、この事業認可区域の事業完了がここ先あと1年か2年で見通しがつくという状況になりました。そういった中でこの3つの下水処理を1つの会計でやっていくということで、そういう面での経営戦略、そういった面でも今後いい形でいくのではないかと思います。そういった観点からこの企業会計1本化について賛成するというので意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第18号 令和6年度浅川町下水道事業会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、同意第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、人権擁護委員、緑川伸氏が、令和6年1月31日をもって退任となったため、人権擁護委員の候補として次の者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

住所、浅川町大字里白石■■■■■■■■、氏名、須藤寿行、生年月日、昭和34年11月■日。

同氏は、昭和53年10月より令和2年3月までの42年間浅川町職員として勤務し、保健福祉課長、会計管理者を歴任され、数多くの経験をお持ちです。また、日頃よりボランティア活動にも参加するなど、経験や知見の豊富な方です。勤務経験からも子供や子育て世帯、高齢者と関わる事が多く、人権問題にも関心が高く、退職後も広く社会の実情に精通しておられます。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 緑川氏が任期の途中で退任されるということなんですけれども、これ退任された理由、差し支えなければお聞かせをいただきたい。

それから、新しい方の任期はいつからいつまでになるのかも伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1番のなぜ退任したのかというのは、これは体がちょっと具合悪くなりまして、難しいなと本人から申出がございました。

あと、2点目につきましては、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、お答えいたします。

2点目の新しい人権擁護委員さんの任期につきましては、令和5年12月に緑川さんより退任届がありまして法務局のほうに確認したところ、令和6年7月1日から3年間ということになりましたので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 違うか。

○住民課長（関根恵美子君） 失礼いたしました。令和7年7月1日から3年間になり……

〔「違う」の声あり〕

○住民課長（関根恵美子君） 7月です。

○議長（水野秀一君） 6年か。

○住民課長（関根恵美子君） すみません、令和6年7月1日です。7月1日になります。よろしくお願いたします。

○議長（水野秀一君） 8番、よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そうすると、緑川さんの残りの任期は空席になるということでもよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

7月までは空席となります。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、同意第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本日までに、町長から、副町長の選任につき同意を求めることについての議案が提出がされております。

ここで、追加日程、議案準備のため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りします。ただいま配付しましたとおり、同意第2号 副町長の選任につき同意を
求めることについてを日程に追加し、追加日程第9として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、同意第2号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定し
ました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 追加日程第9、同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし
ます。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） 次に、提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、現在の副町長が、一身上の都合により令和6年3月31日をもって
退職するため次の者を後任の副町長として選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求め
るものであります。

住所、福島市■■■■■■■■■■、氏名、加藤守、生年月日、昭和49年12月■日。

加藤氏は、平成15年4月に福島県職員となり、いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、保健
福祉部地域医療課を経て、現在、生活環境部生活環境総務課に在籍し、地方行政に精通しており、副町長とし
て適任であると考えております。

ご同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第9、同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決し
ます。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

ここで、ただいま副町長の選任が同意されました、加藤守氏がお見えになっておられますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○副町長（加藤 守君） 恐れ入ります。失礼します。

ただいま、副町長の選任につきご同意いただきました、加藤守でございます。

このたび、副町長という大任を仰せつかり、その重責に身が引き締まる思いでございます。町長を補佐し、町政発展のため微力ではございますが、誠心誠意全力を尽くす覚悟でございますので、議会の皆様、ご指導、ご鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時31分